

県道三才大豆島中御所線	長野市道松岡中央線との交差点から一般国道18号との交差点(長野市大字稲葉字上千田333番地先)まで
-------------	---

附則

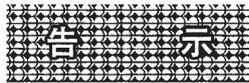
(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道19号(木曾郡上松町道長坂沓掛線との交差点から木曾郡木曾町福島神戸3716番地先までの区間に限る。)又は県道三才大豆島中御所線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第156号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱(昭和46年長野県告示第168号)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日以降に行われる療養の給付等から適用します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

第2第1号中「満9歳」を「満15歳」に改める。

第3第1項中「満9歳」を「満15歳」に改め、同第3第2項中「関わらず」を「かかわらず」に、同項第4号の表中

「ア 障害者」を「ア 障害者(出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。)」に改める。

健康福祉政策課

長野県告示第157号

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和50年長野県告示第214号)は、廃止し、平成26年12月31日以前に行われた小児慢性特定疾患に係る医療の給付については、なお従前の例によります。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

保健・疾病対策課

長野県告示第158号

長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(平成16年長野県告示第425号)は、平成27年3月31日限り、廃止し、同日以前に終了した特定不妊治療については、なお従前の例によります。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

保健・疾病対策課

長野県告示第159号

総合特別区域法(平成23年法律第81号)第26条第1項の規定による指定法人の指定を次のとおり行いました。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社しなの工業	下伊那郡高森町下市田3111番地1	平成27年3月11日	平成28年3月31日

産業立地・経営支援課

長野県告示第160号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2911、2913、2914、2916
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第161号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び駒ヶ根市役所に備え置きます。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
上手	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域。	駒ヶ根市	中沢		9283番	1号
		〃	〃		9318番1	2号
		〃	〃		9265番	3号
		〃	〃		9264番	4号
		〃	〃		9276番1	5号
		〃	〃		9269番	6号
		〃	〃		9282番	7号

砂防課

長野県告示第162号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び駒ヶ根市役所に備え置きます。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
郷社線	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた区域。	駒ヶ根市	下平		5001番	1号
		〃	〃		936番4	2号
		〃	〃		802番2	3号
		〃	〃		先道路敷	
		〃	〃		803番1	4号
		〃	〃		5015番	5号
		〃	〃		5008番	6号

砂防課

長野県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

三笠3号1、三笠3号2、三笠3号3、三笠3号4、三笠3号5、三笠3号6、三笠3号7、三笠3号8、三笠3号9、三笠3号10、三笠3号11、三笠2号1、三笠2号2、三笠2号3、三笠2号4、三笠1号1、三笠1号2、三笠1号3、三笠1号4、三笠1号5、三笠1号6、三笠1号7、三笠1号8、三笠1号9、三笠1号10、三笠1号11、三笠1号12、三笠1号13、三笠1号14、三笠1号15、三笠1号16、三笠1号17、三笠1号18、山ノ神1、山ノ神2、山ノ神3、山ノ神4、山ノ神5、山ノ神6、山ノ神7、山ノ神8、愛宕1、愛宕2、愛宕3、愛宕4、吉ヶ沢1、吉ヶ沢2、吉ヶ沢3、吉ヶ沢4、吉ヶ沢5、吉ヶ沢6、吉ヶ沢7、吉ヶ沢8、吉ヶ沢9、吉ヶ沢10、吉ヶ沢11、吉ヶ沢12、吉ヶ沢13、吉ヶ沢14、聖沢1、聖沢2、聖沢3、清水頭1、清水頭2、林ノ根1、林ノ根2、林ノ根3、林ノ根4、林ノ根5、林ノ根6、林ノ根7、林ノ根8、林ノ根9、林ノ根10、林ノ根11、林ノ根12、林ノ根13、林ノ根14、林ノ根15、林ノ根16、林ノ根17、林ノ根18、林ノ根19、林ノ根20、林ノ根21、林ノ根22、林ノ根23、林ノ根24、林ノ根25、林ノ根26、林ノ根27、林ノ根28、林ノ根29、林ノ根30、林ノ根31、林ノ根32、林ノ根33、林ノ根34、林ノ根35、林ノ根36、万平1、万平2、釜ノ沢1、釜ノ沢2、釜ノ沢3、釜ノ沢4、釜ノ沢5、釜ノ沢6、釜ノ沢7、釜ノ沢8、釜ノ沢9、釜ノ沢10、釜ノ沢11、釜ノ沢12、釜ノ沢13、釜ノ沢14、釜ノ沢15、釜ノ沢16、釜ノ沢17、池ノ尻1、池ノ尻2、小瀬1、小瀬2、小瀬3、小瀬4、小瀬5、小瀬6、鶴溜1号1、鶴溜1号2、鶴溜1号3、鶴溜1号4、鶴溜1号5、鶴溜1号6、鶴溜1号7、鶴溜1号8、鶴溜1号9、鶴溜1号10、鶴溜1号11、鶴溜1号12、鶴溜1号13、鶴溜2号1、鶴溜2号2、鶴溜2号3、鶴溜2号4、鶴溜2号5、鶴溜2号6、鶴溜2号7、三笠4号1、三笠4号2、三笠4号3、三笠4号4、三笠4号5、三笠4号6、三笠4号7、三笠4号8、三笠5号1、三笠5号2、三笠5号3、三笠5号4、三笠5号5、三笠5号6、三笠5号7、三笠5号8、三笠5号9、三笠5号10、三笠5号11、三笠5号12、三笠5号13、三笠5号14、三笠5号15、三笠5号16、三笠5号17、三笠5号18、三笠5号19、三笠5号20、三笠5号21、三笠5号22、三笠5号23、三笠5号24、三笠5号25、三笠5号26、離山1号1、離山1号2、離山2号1、離山2号2、離山2号3、離山2号4、離山2号5、離山2号6、新軽井沢1、新軽井沢2、成沢1号1、成沢2号1、成沢2号2、成沢2号3、成沢2号4、成沢2号5、塩沢東1、塩沢東2、塩沢東3、風越山1号1、風越山1号2、風越山1号3、風越山1号4、風越山2号1、風越山2号2、風越山2号3、風越山2号4、風越山2号5、風越山2号6、茂沢1号1、茂沢1号2、茂沢1号3、茂沢1号4、茂沢2号1、茂沢2号2、茂沢3号1、茂沢3号2、森泉山北1、森泉山北2、森泉山北3、森泉山北4、森泉山北5、森泉山北6、森泉山北7、中軽井沢1号1、中軽井沢1号2、中軽井沢1号3、中軽井沢1号4、中軽井沢1号5、中軽井沢2号1、中軽井沢2号2、中軽井沢2号3、中軽井沢2号4、中軽井沢2号5、上ノ原1、上ノ原2、星野1号1、星野1号2、星野1号3、星野1号4、星野2号1、星野2号2、星野2号3、星野2号4、星野2号5、星野2号6、星野2号7、星野2号8、星野2号9、星野2号10、星野2号11、星野2号12、星野2号13、星野2号14、千ヶ滝西区

1、千ヶ滝西区2、千ヶ滝西区3、千ヶ滝西区4、千ヶ滝西区5、千ヶ滝西区6、千ヶ滝西区7、千ヶ滝西区8、千ヶ滝西区9、千ヶ滝西区10、千ヶ滝西区11、千ヶ滝西区12、千ヶ滝西区13、千ヶ滝西区14、千ヶ滝西区15、千ヶ滝西区16、千ヶ滝西区17、千ヶ滝西区18、千ヶ滝西区19、千ヶ滝西区20、千ヶ滝西区21、千ヶ滝中区1号1、千ヶ滝中区1号2、千ヶ滝中区1号3、千ヶ滝中区1号4、千ヶ滝中区1号5、千ヶ滝中区1号6、千ヶ滝中区1号7、千ヶ滝中区1号8、千ヶ滝中区1号9、千ヶ滝中区1号10、千ヶ滝中区1号11、千ヶ滝中区1号12、千ヶ滝中区1号13、千ヶ滝中区1号14、千ヶ滝中区1号15、千ヶ滝中区1号16、千ヶ滝中区1号17、千ヶ滝中区1号18、千ヶ滝中区1号19、千ヶ滝中区1号20、千ヶ滝中区1号21、千ヶ滝中区2号1、千ヶ滝中区2号2、千ヶ滝中区2号3、千ヶ滝中区2号4、千ヶ滝中区2号5、千ヶ滝中区2号6、千ヶ滝中区2号7、千ヶ滝中区2号8、千ヶ滝中区2号9、千ヶ滝中区2号10、千ヶ滝中区2号11、千ヶ滝中区2号12、千ヶ滝中区2号13、千ヶ滝中区2号14、千ヶ滝中区2号15、千ヶ滝中区3号1、千ヶ滝中区3号2、千ヶ滝中区3号3、千ヶ滝中区3号4、千ヶ滝中区3号5、千ヶ滝中区3号6、千ヶ滝中区3号7、千ヶ滝中区3号8、千ヶ滝中区3号9、千ヶ滝中区3号10、千ヶ滝中区3号11、千ヶ滝中区3号12、千ヶ滝中区3号13、千ヶ滝中区3号14、千ヶ滝中区3号15、千ヶ滝中区3号16、千ヶ滝中区3号17、千ヶ滝中区3号18、千ヶ滝中区3号19、千ヶ滝中区3号20、鶴溜1号14、鶴溜1号15、鶴溜1号16、鶴溜2号8、鶴溜2号9、鶴溜2号10、鶴溜2号11、鶴溜2号12、鶴溜2号13、鶴溜2号14、鶴溜2号15、鶴溜2号16、離山1号3、離山1号4、離山1号5、離山1号6、離山2号7、離山2号8、離山2号9、成沢1号2、成沢1号3、成沢1号4、成沢1号5、成沢1号6、塩沢東4、塩沢東5、森泉山北8、森泉山北9、森泉山北10、森泉山北11、森泉山北12、森泉山北13、森泉山北14、森泉山北15、森泉山北16、森泉山北17、森泉山北18、森泉山北19、森泉山北20、森泉山北21、森泉山北27、森泉山北28、森泉山北29、森泉山北30、中軽井沢1号6、中軽井沢1号7、星野2号15、星野2号16、星野2号17、星野2号18、星野2号19、星野2号20、星野2号21、星野2号22、千ヶ滝西区22、千ヶ滝西区23、千ヶ滝西区24、千ヶ滝西区25、千ヶ滝西区26、千ヶ滝西区27、千ヶ滝西区28、千ヶ滝西区29、千ヶ滝西区30、千ヶ滝西区31、千ヶ滝西区32、千ヶ滝西区33、千ヶ滝西区34、千ヶ滝西区35、千ヶ滝西区36、千ヶ滝西区37、千ヶ滝西区38、千ヶ滝西区39、千ヶ滝西区40、千ヶ滝西区41、千ヶ滝西区42、千ヶ滝西区43、千ヶ滝西区44、千ヶ滝西区45、千ヶ滝西区46、千ヶ滝西区47、千ヶ滝西区48、千ヶ滝西区49、千ヶ滝西区50、千ヶ滝西区51、千ヶ滝西区52、千ヶ滝西区53、千ヶ滝西区54、千ヶ滝西区55、峠町1、離山3号1、離山3号2、離山3号3、離山3号4、離山3号5、千ヶ滝西区南1、風越山3号1、風越山3号2、押立山東1、押立山東2、押立山東3、押立山南1、押立山南2、押立山南3、押立山南4、押立山南5、押立山南6、押立山南7、押立山南8、押立山南9、押立山南10、押立山南11、押立山南12、押立山南13、押立山南14、押立山南15、押立山南16、押立山南17、押立山南18、押立山南19、押立山南20、押立山南21、押立山南22、押立山南23、押立山南24、押立山南25、押立山南26、押立山南27、押立山南28、押立山南29、押立山南30、押立山南31、押立山南32、押立山南33、押立山南34、押立山南35、押立山南36、押立山南37、押立山南38、ニュータウン1、ニュータウン2、ニュータウン3、ニュータウン4、ニュータウン5、ニュータウン6、ニュータウン7、ニュータウン8、ニュータウン9、ニュータウン10、ニュータウン11、ニュータウン12、ニュータウン13、ニュータウン14、ニュータウン15、ニュー

タウン16、ニュータウン17、ニュータウン18、ニュータウン19、ニュータウン20、ニュータウン21、ニュータウン22、ニュータウン23、ニュータウン24、ニュータウン25、ニュータウン26、ニュータウン27、ニュータウン28、ニュータウン29、ニュータウン30、ニュータウン31、ニュータウン32、ニュータウン33、ニュータウン34、ニュータウン35、ニュータウン36、ニュータウン37、ニュータウン38、ニュータウン39、ニュータウン40、ニュータウン41、ニュータウン42、ニュータウン43、ニュータウン44、ニュータウン45、ニュータウン46、ニュータウン47、ニュータウン48、ニュータウン49、ニュータウン50、ニュータウン51、ニュータウン52、ニュータウン53、ニュータウン54、ニュータウン55、ニュータウン56、ニュータウン57、ニュータウン58、ニュータウン59、ニュータウン60、ニュータウン61、ニュータウン62、ニュータウン63、ニュータウン64、ニュータウン65、ニュータウン66、ニュータウン67、ニュータウン68、ニュータウン69、ニュータウン70、ニュータウン71、ニュータウン72、ニュータウン73、ニュータウン74、ニュータウン75、ニュータウン76、ニュータウン77、ニュータウン78、ニュータウン79、ニュータウン80、ニュータウン81、ニュータウン82、ニュータウン83、ニュータウン84、ニュータウン85、ニュータウン86、ニュータウン87、ニュータウン88、ニュータウン89、ニュータウン90、ニュータウン91、ニュータウン92、ニュータウン93、ニュータウン94、ニュータウン95、ニュータウン96、ニュータウン97、ニュータウン98、ニュータウン99、馬取1、馬取2、馬取3、馬取4、馬取5、八風山北1、八風山北2、八風山北3、八風山北4、八風山北5、八風山北6、八風山北7、八風山北8、八風山北9、八風山北10、八風山北11、八風山北12、八風山北13、八風山北14、八風山北15、八風山北16、八風山北17、八風山北18、八風山北19、八風山北20、八風山北21、八風山北22、八風山北23、八風山北24、八風山北25、八風山北26、八風山北27、八風山北28、八風山北29、八風山北30、八風山北31、八風山北32、八風山北33、八風山北34、八風山北35、八風山北36、八風山北37、八風山北38、八風山北39、八風山北40、八風山北41、八風山北42、八風山北43、八風山北44、八風山北45、八風山北46、八風山北47、八風山北48、八風山北49、八風山北50、八風山北51、八風山北52、八風山北53、八風山北54、八風山北55、八風山北56、八風山北57、八風山北58、八風山北59、八風山北60、八風山北61、八風山北62、八風山北63、八風山北64、八風山北65、八風山北66、八風山北67、八風山北68、八風山北69、八風山北70、八風山北71、八風山北72、八風山北73、八風山北74、上発地1、上発地2、上発地3、上発地4、上発地5、上発地6、上発地7、上発地8、上発地9、上発地10、上発地11、上発地12、上発地13、下発地1、下発地2、下発地3、下発地4、下発地5、下発地6、下発地7、下発地8、下発地9、下発地10、下発地11、下発地12、下発地13、下発地14、下発地15、茂沢4号1、茂沢4号2、杉瓜1、大原1、大原2、大原3、大原4、大原5、大原6、大原7、大原8、大原9、大原10、大原11、大原12、大原13、大原14、大原15、追分1、追分2、追分3及び千ヶ滝西区56

2 指定の区域

北佐久郡軽井沢町及び御代田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

森泉山北22、森泉山北23、森泉山北24、森泉山北25及び森泉山北26

2 指定の区域

北佐久郡御代田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

蓼科1、蓼科2、蓼科3、蓼科4、蓼科5、蓼科6、蓼科7、蓼科9、蓼科10、蓼科11、蓼科12、蓼科13、蓼科14、蓼科15、蓼科16、蓼科17、蓼科18、蓼科50、蓼科51、蓼科52、蓼科53、蓼科54、蓼科55、蓼科56、蓼科57、蓼科58、蓼科59、蓼科60、蓼科61、蓼科62、蓼科63、蓼科64、蓼科65、蓼科66、蓼科67、蓼科68、蓼科69、蓼科70、蓼科71、蓼科72、蓼科73、蓼科74、蓼科75、蓼科76、蓼科77、蓼科78、蓼科79、蓼科80、蓼科81、蓼科82、蓼科83、蓼科84、蓼科85、蓼科86、蓼科87、蓼科88、蓼科89、蓼科90、蓼科91、蓼科92、蓼科93、蓼科94、蓼科95、蓼科96、蓼科97、蓼科98、蓼科99、蓼科100、蓼科101、蓼科102、蓼科103、蓼科104、蓼科105、蓼科106、蓼科107、蓼科108、蓼科109、蓼科110、蓼科111、蓼科112、蓼科113、蓼科114、蓼科115、蓼科116、蓼科117、蓼科118、蓼科119、蓼科120、蓼科121、蓼科122、蓼科123、蓼科124、蓼科125、蓼科126、蓼科127、蓼科128、蓼科129、蓼科130、蓼科131、蓼科132、蓼科133、蓼科134、蓼科241、蓼科242、蓼科135、蓼科136、蓼科137、蓼科138、蓼科139、蓼科140、蓼科141、蓼科142、蓼科143、蓼科144、蓼科145、蓼科146、蓼科147、蓼科148、蓼科149、蓼科150、蓼科151、蓼科152、蓼科153、蓼科154、蓼科155、蓼科156、蓼科157、蓼科158、蓼科159、蓼科160、蓼科161、蓼科162、蓼科163、蓼科164、蓼科165、蓼科166、蓼科167、蓼科168、蓼科169、蓼科170、蓼科171、蓼科172、蓼科173、蓼科174、蓼科175、蓼科176、蓼科177、蓼科178、蓼科179、蓼科180、蓼科181、蓼科182、蓼科183、蓼科184、蓼科185、蓼科186、蓼科187、蓼科188、蓼科189、蓼科190、蓼科191、蓼科192、蓼科193、蓼科194、蓼科195、蓼科196、蓼科197、蓼科198、蓼科199、蓼科200、蓼科201、蓼科202、蓼科203、蓼科204、蓼科205、蓼科206、蓼科207、蓼科208、蓼科209、蓼科210、蓼科211、蓼科212、蓼科

213、蓼科214、蓼科215、蓼科216、蓼科217、蓼科218、蓼科219、蓼科220、蓼科221、蓼科222、蓼科223、蓼科224、蓼科225、蓼科226、蓼科227、蓼科228、蓼科229、蓼科230、蓼科231、蓼科239、蓼科中央高原1、蓼科中央高原2、蓼科中央高原3、蓼科中央高原4、蓼科中央高原5、蓼科中央高原6、蓼科中央高原7、蓼科中央高原8、蓼科中央高原9、蓼科中央高原10、蓼科中央高原11、蓼科中央高原12、蓼科中央高原13、蓼科中央高原14、蓼科中央高原15、蓼科中央高原16、蓼科中央高原17、蓼科中央高原20、蓼科中央高原23、蓼科中央高原24、蓼科中央高原25、蓼科中央高原26、蓼科中央高原27、蓼科中央高原28、蓼科中央高原29、蓼科中央高原30、蓼科中央高原31、蓼科中央高原32、蓼科中央高原33、豊平1、豊平2、豊平3、豊平4、豊平5、豊平6、豊平7-1、豊平7-2、豊平9、豊平36、豊平37-1、豊平37-2、豊平37-3、豊平37-4、豊平37-5、豊平37-6、豊平38、豊平39、豊平40、豊平41、豊平42、豊平43及び豊平44

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

田ノ半場1、八平1、八平2、八平3、西ノ島1、小嵐、上島、上の平1、砂駒1-1、砂駒1-2、砂駒2、西4、西5、西6、西7、西1、西2、西3、西8、西9、東1、東2、もしとで、うとうどち1、うとうどち2、行者1、うとうどち3、七久保1、七久保2、七久保3、栗山1、栗山2、栗山3、宮下1、宮下2、樋久保1、樋久保2、大黒川、かにくぼ、新島1、新島2、大尺渡1、大尺渡2、大尺渡3、流れ宮、熊ノ川1、熊ノ川2、熊ノ川3、黒川1、老ノ林1、老ノ林2、老ノ林3、老ノ林4、老ノ林5、風折1、風折2、風折3、風折4、向井1、向井2、向井3、伊藤2、伊藤1、上町1、栗下1、栗下2、栗下3、軒松1、帯山1、帯山2、帯山3、本村3、帯山5、帯山6、帯山7、半場1、半場2、半場3、半場4、本村1、本村2、南1、南2、軒松2、軒松3、柿の島、屋敷1、屋敷2、屋敷3、屋敷4、屋敷5、小野1、小野2、小野3、大野1、大野2、大野3、大野4、八日市場1、八日市場2、八日市場3、八日市場4、八日市場5、八日市場6、八日市場7、八日市場8、下中根10、上島1、上島2、上島3、上島4、上島5、木沢1、木沢2、木沢3、上島6、下中根11、下中根1、下中根2、下中根3、下中根4、下中根5、下中根6、下中根7、下中根8、下中根9、上中根1、中立1、須沢1、須沢2、須沢3、須沢4、須沢5、須沢6、須沢7、須沢8、須沢9、須沢10、須沢11、須沢12、須沢13、須沢14、須沢15、木沢4、木沢5、木沢6、木沢7、木沢8、木沢9、木沢10、木沢11、木沢12、川合1、川合2、川合3、川合4、川合5、小

道木1、小道木2、小道木3、小道木4、小道木5、小道木6、大島2、大島3、大島4、大島5、大島6、大島7、大島8、大島9、大島10、大島11、池口1、池口2、池口3、池口4、押出1、押出2-1、押出2-2、押出2-3、押出3、新町1、新町2、新町3、新町4、新町5、夜川瀬1、夜川瀬2、夜川瀬3、山原1、山原2、樋口2、樋口1、本町1、本町2、下和田1、下和田2、下市場1、下市場3、松島1、松島2、松島3、松島4-1、松島4-2、尾之島1、尾之島2、梅平1、梅平2、梅平3、梅平4、本村4、本村5、本村6、本村7、本村8、本村9、梶谷1、梶谷2、梶谷3、梶谷4、梶谷5、梶谷6、梶谷7、本村10、本村11、本村12、本村13、本村14、本村15、此田1、此田2、此田3、此田4、此田5、十原4、名古屋1、十原3、十原1、十原2、名古屋10、名古屋11、名古屋2、名古屋3、名古屋4、名古屋5、名古屋6、名古屋7、名古屋8、名古屋9、大町1、大町2、大町3、大町4、大町5、飯島1、飯島2、飯島3、飯島4、飯島5、飯島6及び万古1

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

三笠4号6、三笠4号7、三笠4号8、三笠5号1、三笠5号2、三笠5号3、三笠5号4、三笠5号5、三笠5号6、三笠5号7、三笠5号8、三笠5号9、三笠5号10、三笠5号11、三笠5号12、三笠5号13、三笠5号14、三笠5号15、三笠5号16、三笠5号17、三笠5号18、三笠5号20、三笠5号21、三笠5号22、三笠5号23、三笠5号24、三笠5号25、三笠5号26、離山1号1、離山1号2、離山2号1、離山2号2、離山2号3、離山2号4、離山2号6、新軽井沢1、新軽井沢2、成沢2号1、成沢2号2、成沢2号3、成沢2号4、成沢2号5、塩沢東1、塩沢東2、塩沢東3、風越山1号1、風越山1号2、風越山1号3、風越山1号4、風越山2号2、風越山2号3、風越山2号4、風越山2号5、風越山2号6、茂沢1号1、茂沢1号2、茂沢1号3、茂沢1号4、茂沢2号1、茂沢2号2、茂沢3号1、茂沢3号2、森泉山北1、森泉山北2、森泉山北3、森泉山北4、森泉山北5、森泉山北6、森泉山北7、中軽井沢1号1、中軽井沢1号2、中軽井沢1号3、中軽井沢1号4、中軽井沢1号5、中軽井沢2号1、中軽井沢2号2、中軽井沢2号4、中軽井沢2号5、上ノ原1、上ノ原2、星野1号1、星野1号2、星野1号3、星野1号4、星野2号2、星野2号3、星野2号4、星野2号5、星野2号6、星野2号7、星野2号8、星野2号9、星野2号10、星野2号11、星野2号12、星野2号13、星野2号14、千ヶ滝西区1、千ヶ滝西区2、千ヶ滝西区3、千ヶ滝西区4、千ヶ滝西区5、千ヶ滝西区6、千ヶ滝西区7、千ヶ滝西区8、千ヶ滝西区9、千ヶ滝西区10、千ヶ滝西区11、千ヶ滝西区12、千ヶ滝西区13、千ヶ滝西区14、千ヶ滝西区15、千ヶ滝西区17、千ヶ滝西区18、千ヶ滝西区19、千ヶ滝西区20、千ヶ滝西区21、千ヶ滝中区1号1、千ヶ滝中区1号3、千ヶ滝中区1号4、千ヶ滝中区1号5、千ヶ滝中区1号6、千ヶ滝中区1号7、千ヶ滝中区1号8、千ヶ滝中区1号9、千ヶ滝中区1号10、千ヶ滝中区1号11、千ヶ滝中区1号12、千ヶ滝中区1号13、千ヶ滝中区1号14、千ヶ滝中区1号15、千ヶ滝中区1号17、千ヶ滝中区1号18、千ヶ滝中区1号19、千ヶ滝中区1号20、千ヶ滝中区1号21、千ヶ滝中区2号2、千ヶ滝中区2号3、千ヶ滝中区2号4、千ヶ滝中区2号5、千ヶ滝中区2号6、千ヶ滝中区2号7、千ヶ滝中区2号8、千ヶ滝中区2号9、千ヶ滝中区2号10、千ヶ滝中区2号11、千ヶ滝中区2号12、千ヶ滝中区2号14、千ヶ滝中区2号15、千ヶ滝中区3号1、千ヶ滝中区3号2、千ヶ滝中区3号3、千ヶ滝中区3号4、千ヶ滝中区3号6、千ヶ滝中区3号7、千ヶ滝中区3号8、千ヶ滝中区3号9、千ヶ滝中区3号10、千ヶ滝中区3号11、千ヶ滝中区3号12、千ヶ滝中区3号13、千ヶ滝中区3号14、千ヶ滝中区3号15、千ヶ滝中区3号16、千ヶ滝中区3号17、千ヶ滝中区3号18、千ヶ滝中区3号19、千ヶ滝中区3号20、鶴溜1号14、鶴溜1号15、鶴溜1号16、鶴溜2号8、鶴溜2号9、鶴溜2号11、鶴溜2号12、鶴溜2号13、鶴溜2号14、鶴溜2号15、鶴溜2号16、離山1号3、離山1号4、離山1号5、離山2号7、離山2号8、塩沢東4、塩沢東5、森泉山北8、森泉山北9、森泉山北10、森泉山北11、森泉山北12、森泉山北13、森泉山北14、森泉山北16、森泉山北17、森泉山北18、森泉山北19、森泉山北20、森泉山北21、森泉山北27、森泉山北28、森泉山北29、森泉山北30、中軽井沢1号6、中軽井沢1号7、星野2号15、星野2号16、星野2号17、星野2号18、星野2号19、星野2号20、星野2号21、星野2号22、千ヶ滝西区22、千ヶ滝西区23、千ヶ滝西区24、千ヶ滝西区25、千ヶ滝西区26、千ヶ滝西区27、千ヶ滝西区28、千ヶ滝西区29、千ヶ滝西区30、千ヶ滝西区31、千ヶ滝西区32、千ヶ滝西区33、千ヶ滝西区34、千ヶ滝西区35、千ヶ滝西区36、千ヶ滝西区37、千ヶ滝西区38、千ヶ滝西区39、千ヶ滝西区40、千ヶ滝西区41、千ヶ滝西区42、千ヶ滝西区43、千ヶ滝西区44、千ヶ滝西区45、千ヶ滝西区46、千ヶ滝西区47、千ヶ滝西区48、千ヶ滝西区49、千ヶ滝西区50、千ヶ滝西区

長野県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

三笠3号2、三笠3号3、三笠3号4、三笠3号5、三笠3号6、三笠3号7、三笠3号9、三笠3号10、三笠3号11、三笠2号1、三笠2号2、三笠2号3、三笠2号4、三笠1号2、三笠1号3、三笠1号4、三笠1号5、三笠1号6、三笠1号7、三笠1号8、三笠1号9、三笠1号10、三笠1号11、三笠1号12、三笠1号13、三笠1号14、三笠1号15、三笠1号16、三笠1号17、三笠1号18、山ノ神2、山ノ神3、山ノ神5、山ノ神6、山ノ神8、愛宕1、愛宕2、吉ヶ沢1、吉ヶ沢2、吉ヶ沢3、吉ヶ沢4、吉ヶ沢5、吉ヶ沢6、吉ヶ沢7、吉ヶ沢8、吉ヶ沢9、吉ヶ沢10、吉ヶ沢11、吉ヶ沢13、吉ヶ沢14、聖沢1、聖沢2、聖沢3、清水頭1、清水頭2、林ノ根1、林ノ根2、林ノ根3、林ノ根4、林ノ根5、林ノ根6、林ノ根7、林ノ根8、林ノ根9、林ノ根10、林ノ根11、林ノ根12、林ノ根13、林ノ根14、林ノ根15、林ノ根16、林ノ根17、林ノ根18、林ノ根19、林ノ根20、林ノ根21、林ノ根22、林ノ根23、林ノ根24、林ノ根25、林ノ根26、林ノ根27、林ノ根28、林ノ根29、林ノ根30、林ノ根31、林ノ根32、林ノ根33、林ノ根34、林ノ根35、林ノ根36、万平1、万平2、釜ノ沢1、釜ノ沢2、釜ノ沢3、釜ノ沢4、釜ノ沢5、釜ノ沢6、釜ノ沢7、釜ノ沢8、釜ノ沢9、釜ノ沢10、釜ノ沢11、釜ノ沢12、釜ノ沢13、釜ノ沢14、釜ノ沢15、釜ノ沢16、池ノ尻1、小瀬1、小瀬2、小瀬3、小瀬4、小瀬5、小瀬6、鶴溜1号1、鶴溜1号3、鶴溜1号4、鶴溜1号5、鶴溜1号6、鶴溜1号7、鶴溜1号8、鶴溜1号9、鶴溜1号10、鶴溜1号11、鶴溜1号12、鶴溜1号13、鶴溜2号1、鶴溜2号2、鶴溜2号3、鶴溜2号4、鶴溜2号5、鶴溜2号6、鶴溜2号7、三笠4号1、三笠4号2、三笠4号3、三笠4号4、三笠4号5、

51、千ヶ滝西区52、千ヶ滝西区53、千ヶ滝西区54、千ヶ滝西区55、峠町1、離山3号1、離山3号2、離山3号3、離山3号4、千ヶ滝西区南1、押立山東1、押立山東2、押立山東3、押立山南1、押立山南2、押立山南3、押立山南4、押立山南5、押立山南6、押立山南7、押立山南8、押立山南9、押立山南10、押立山南11、押立山南12、押立山南13、押立山南14、押立山南15、押立山南16、押立山南17、押立山南18、押立山南19、押立山南20、押立山南21、押立山南22、押立山南24、押立山南25、押立山南26、押立山南27、押立山南28、押立山南29、押立山南30、押立山南31、押立山南32、押立山南33、押立山南34、押立山南35、押立山南36、押立山南37、押立山南38、ニュータウン1、ニュータウン2、ニュータウン3、ニュータウン4、ニュータウン5、ニュータウン6、ニュータウン7、ニュータウン8、ニュータウン9、ニュータウン10、ニュータウン11、ニュータウン12、ニュータウン13、ニュータウン14、ニュータウン15、ニュータウン16、ニュータウン18、ニュータウン19、ニュータウン20、ニュータウン21、ニュータウン22、ニュータウン23、ニュータウン24、ニュータウン25、ニュータウン26、ニュータウン27、ニュータウン28、ニュータウン29、ニュータウン30、ニュータウン31、ニュータウン32、ニュータウン33、ニュータウン34、ニュータウン35、ニュータウン36、ニュータウン37、ニュータウン38、ニュータウン39、ニュータウン40、ニュータウン41、ニュータウン42、ニュータウン43、ニュータウン44、ニュータウン45、ニュータウン46、ニュータウン47、ニュータウン48、ニュータウン49、ニュータウン50、ニュータウン51、ニュータウン52、ニュータウン53、ニュータウン54、ニュータウン55、ニュータウン56、ニュータウン57、ニュータウン58、ニュータウン59、ニュータウン60、ニュータウン61、ニュータウン62、ニュータウン63、ニュータウン64、ニュータウン65、ニュータウン66、ニュータウン67、ニュータウン68、ニュータウン69、ニュータウン70、ニュータウン71、ニュータウン72、ニュータウン73、ニュータウン74、ニュータウン75、ニュータウン76、ニュータウン77、ニュータウン78、ニュータウン79、ニュータウン80、ニュータウン81、ニュータウン82、ニュータウン83、ニュータウン84、ニュータウン85、ニュータウン86、ニュータウン87、ニュータウン88、ニュータウン89、ニュータウン90、ニュータウン91、ニュータウン92、ニュータウン93、ニュータウン94、ニュータウン95、ニュータウン96、ニュータウン97、ニュータウン98、ニュータウン99、馬取1、馬取2、馬取3、馬取4、馬取5、八風山北1、八風山北2、八風山北3、八風山北5、八風山北6、八風山北7、八風山北8、八風山北9、八風山北10、八風山北11、八風山北12、八風山北13、八風山北14、八風山北15、八風山北16、八風山北17、八風山北18、八風山北19、八風山北20、八風山北21、八風山北22、八風山北23、八風山北24、八風山北25、八風山北26、八風山北28、八風山北30、八風山北31、八風山北32、八風山北33、八風山北34、八風山北35、八風山北36、八風山北37、八風山北38、八風山北39、八風山北40、八風山北41、八風山北42、八風山北43、八風山北44、八風山北45、八風山北46、八風山北47、八風山北48、八風山北49、八風山北50、八風山北51、八風山北52、八風山北53、八風山北54、八風山北55、八風山北56、八風山北57、八風山北58、八風山北59、八風山北60、八風山北61、八風山北62、八風山北63、八風山北64、八風山北65、八風山北66、八風山北67、八風山北68、八風山北69、八風山北70、八風山北71、八風山北72、八風山北73、八風山北74、上発地1、上発地2、上発地3、上発地4、上発地5、上発地6、上発地7、上発地8、上発地9、上発地10、上

発地11、上発地12、上発地13、下発地1、下発地2、下発地3、下発地4、下発地5、下発地6、下発地7、下発地8、下発地9、下発地10、下発地11、下発地12、下発地13、下発地14、下発地15、茂沢4号1、茂沢4号2、杉瓜1、大原1、大原2、大原3、大原4、大原5、大原6、大原7、大原8、大原9、大原10、大原11、大原12、大原13、大原14、大原15、追分1、追分2、追分3及び千ヶ滝西区56

2 指定の区域

北佐久郡軽井沢町及び御代田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

森泉山北22、森泉山北23、森泉山北24、森泉山北25及び森泉山北26

2 指定の区域

北佐久郡御代田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

蓼科1、蓼科2、蓼科3、蓼科5、蓼科6、蓼科9、蓼科10、蓼科11、蓼科12、蓼科13、蓼科14、蓼科15、蓼科16、蓼科17、蓼科18、蓼科51、蓼科52、蓼科53、蓼科56、蓼科57、蓼科58、蓼科60、蓼科61、蓼科62、蓼科66、蓼科67、蓼科68、蓼科70、蓼科72、蓼科73、蓼科74、蓼科75、蓼科76、蓼科77、蓼科78、蓼科79、蓼

科80、蓼科81、蓼科82、蓼科83、蓼科84、蓼科85、蓼科86、蓼科87、蓼科88、蓼科89、蓼科90、蓼科91、蓼科92、蓼科93、蓼科94、蓼科95、蓼科96、蓼科97、蓼科98、蓼科99、蓼科100、蓼科101、蓼科102、蓼科103、蓼科104、蓼科105、蓼科106、蓼科107、蓼科108、蓼科109、蓼科110、蓼科111、蓼科112、蓼科113、蓼科114、蓼科115、蓼科116、蓼科117、蓼科118、蓼科119、蓼科120、蓼科121、蓼科122、蓼科123、蓼科124、蓼科125、蓼科126、蓼科127、蓼科128、蓼科129、蓼科130、蓼科131、蓼科132、蓼科133、蓼科134、蓼科241、蓼科242、蓼科135、蓼科136、蓼科137、蓼科138、蓼科139、蓼科140、蓼科141、蓼科142、蓼科143、蓼科144、蓼科145、蓼科146、蓼科147、蓼科148、蓼科149、蓼科150、蓼科151、蓼科152、蓼科153、蓼科154、蓼科155、蓼科156、蓼科157、蓼科158、蓼科159、蓼科160、蓼科161、蓼科162、蓼科163、蓼科164、蓼科165、蓼科166、蓼科167、蓼科168、蓼科169、蓼科170、蓼科171、蓼科173、蓼科174、蓼科175、蓼科176、蓼科177、蓼科178、蓼科179、蓼科180、蓼科181、蓼科182、蓼科183、蓼科184、蓼科185、蓼科186、蓼科187、蓼科188、蓼科189、蓼科190、蓼科191、蓼科192、蓼科193、蓼科194、蓼科195、蓼科196、蓼科197、蓼科198、蓼科199、蓼科200、蓼科201、蓼科202、蓼科203、蓼科204、蓼科205、蓼科206、蓼科207、蓼科208、蓼科209、蓼科210、蓼科211、蓼科212、蓼科213、蓼科214、蓼科215、蓼科216、蓼科217、蓼科218、蓼科219、蓼科220、蓼科221、蓼科222、蓼科223、蓼科224、蓼科225、蓼科228、蓼科229、蓼科230、蓼科231、蓼科239、蓼科中央高原1、蓼科中央高原3、蓼科中央高原4、蓼科中央高原6、蓼科中央高原8、蓼科中央高原9、蓼科中央高原11、蓼科中央高原12、蓼科中央高原13、蓼科中央高原14、蓼科中央高原16、蓼科中央高原17、蓼科中央高原20、蓼科中央高原23、蓼科中央高原25、蓼科中央高原26、蓼科中央高原27、蓼科中央高原28、蓼科中央高原29、蓼科中央高原30、蓼科中央高原31、蓼科中央高原32、豊平1、豊平2、豊平3、豊平4、豊平5、豊平6、豊平7-1、豊平7-2、豊平9、豊平36、豊平37-1、豊平37-2、豊平37-3、豊平37-4、豊平37-5、豊平37-6、豊平38、豊平39、豊平40及び豊平43

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

田ノ半場1、八平1、八平2、八平3、西ノ島1、小嵐、上島、上の平1、砂駒1-1、砂駒1-2、砂駒2、西4、西5、西6、西7、

西1、西2、西3、東1、東2、もしとで、うとうどち1、うとうどち2、行者1、うとうどち3、七久保1、七久保2、七久保3、栗山1、栗山2、栗山3、宮下1、宮下2、樋久保1、新島1、新島2、大尺渡1、大尺渡2、大尺渡3、流れ宮、熊ノ川1、熊ノ川2、熊ノ川3、黒川1、老ノ林1、老ノ林2、老ノ林3、老ノ林4、老ノ林5、風折1、風折2、風折3、風折4、向井1、向井2、向井3、伊藤1、上町1、栗下1、栗下2、栗下3、軒松1、帯山1、帯山2、帯山5、帯山6、帯山7、半場1、半場3、半場4、本村1、本村2、南1、南2、軒松2、軒松3、柿の島、屋敷1、屋敷3、屋敷4、屋敷5、小野1、小野2、大野1、大野3、大野4、八日市場1、八日市場2、八日市場3、八日市場4、八日市場5、八日市場6、八日市場7、八日市場8、下中根10、上島1、上島2、上島3、上島4、上島5、木沢1、木沢2、下中根1、下中根2、下中根4、下中根5、下中根9、上中根1、中立1、須沢1、須沢2、須沢3、須沢4、須沢6、須沢7、須沢8、須沢9、須沢10、須沢11、須沢12、須沢13、須沢15、木沢4、木沢5、木沢6、木沢7、木沢8、木沢9、木沢11、木沢12、川合1、川合2、川合3、川合4、川合5、小道木1、小道木2、小道木3、小道木4、小道木5、小道木6、大島3、大島5、大島7、大島9、大島10、大島11、池口1、池口2、池口3、池口4、押出1、押出2-1、押出2-2、新町1、新町2、新町3、新町4、新町5、夜川瀬1、夜川瀬3、山原1、山原2、樋口2、樋口1、本町1、本町2、下和田1、下和田2、下市場1、下市場3、松島1、松島3、松島4-1、松島4-2、尾之島1、尾之島2、梅平1、梅平2、梅平3、梅平4、本村4、本村5、本村6、本村7、本村8、本村9、梶谷1、梶谷2、梶谷3、梶谷4、梶谷5、梶谷6、梶谷7、本村10、本村11、本村12、本村13、本村14、本村15、此田2、此田3、此田4、此田5、十原4、名古屋1、十原1、十原2、名古屋11、名古屋2、名古屋3、名古屋4、名古屋5、名古屋6、名古屋7、名古屋8、名古屋9、大町1、大町2、大町3、大町4、大町5、飯島1、飯島2、飯島3、飯島4、飯島5、飯島6及び万古1

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

千ヶ滝西区川1号、千ヶ滝西区川2号、千ヶ滝西区川3号、千ヶ滝西区川4号、千ヶ滝西区川5号、千ヶ滝西区川6号、千ヶ滝

山ノ手区川、千ヶ滝東区川1号、千ヶ滝東区川2号、千ヶ滝東区川3号、千ヶ滝東区川4号、千ヶ滝東区川5号、千ヶ滝東区川6号、長倉川1号、長倉川2号、泉ヶ丘川1号、泉ヶ丘川2号、精進場川1号、精進場川2号、精進場川3号、精進場川4号、精進場川5号、精進場川6号、精進場川7号、精進場川8号、精進場川9号、矢ヶ崎川1号、矢ヶ崎川2号、矢ヶ崎川3号、矢ヶ崎川4号、矢ヶ崎川5号、矢ヶ崎川6号、矢ヶ崎川7号、矢ヶ崎川8号、桜ノ沢、釜ノ沢1号、釜ノ沢2号、釜ノ沢3号、釜ノ沢4号、釜ノ沢5号、釜ノ沢6号、釜ノ沢7号、矢ヶ崎川9号、矢ヶ崎川10号、矢ヶ崎川11号、矢ヶ崎山川、軽井沢川1号、軽井沢川2号、軽井沢川3号、軽井沢川4号、軽井沢川5号、軽井沢川6号、発地川1号、発地川2号、発地川3号、発地川4号、発地川5号、発地川6号、発地川7号、発地川8号、発地川9号、発地川10号、発地川11号、発地川12号、発地川13号、ことりばの沢、発地川14号、発地川15号、発地川16号、発地川17号、発地川18号、発地川19号、上発地川、向井平川、八風の郷川1号、八風の郷川2号、八風の郷川3号、八風の郷川4号、八風の郷川5号、八風の郷川6号、八風の郷川7号、八風の郷川8号、発地川20号、発地川21号、発地川22号、茂沢川1号、茂沢川2号、茂沢川3号、茂沢川4号、茂沢川5号、茂沢川6号、茂沢川7号、大窪沢、千ヶ滝西区川7号、千ヶ滝西区川8号、大日向沢1号、大日向沢2号、大日向沢3号、千ヶ滝東区川7号、小瀬川、長倉川3号、長倉川4号、長倉川5号、長倉川6号、長倉川7号、精進場川10号、精進場川11号、精進場川12号、矢ヶ崎山川2号、矢ヶ崎山川3号、軽井沢川7号、軽井沢川8号、ことりばの沢2号、発地川23号、発地川24号、発地川25号、向井平川2号、中沢川、濁川2、濁川1、長倉川8号、長倉川9号、精進湯川13号、精進湯川14号、精進湯川15号、精進湯川16号、矢ヶ崎山川4号、大窪沢2号、大窪沢3号、千ヶ滝沢1号、千ヶ滝沢2号、千ヶ滝沢3号、精進場川17号、精進場川18号、矢ヶ崎川12号、矢ヶ崎川13号、矢ヶ崎川14号、釜ノ沢8号及び釜ノ沢9号

2 指定の区域

北佐久郡軽井沢町及び御代田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

あかまつ三沢1、あかまつ三沢2、あかまつ四沢、あかまつ五沢、からまつ沢、蓼科二沢、蓼科三沢、蓼科五沢、蓼科一沢1、蓼科一沢2、小斉川、蓼科六沢1、蓼科六沢2、滝ノ湯川1、滝ノ湯川2、滝ノ湯川4、滝ノ湯川5、渋川1、渋川2、明治沢、常滑川、笹原沢、角名川、槻ノ木川1、滝ノ湯川3、蓼科四沢2、あかまつ二沢、あかまつ一沢1、あかまつ一沢2、しらかば三沢

1、しらかば三沢2、槻ノ木川2及び槻ノ木川3

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

青柳沢

2 指定の区域

諏訪郡富士見町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

千ヶ滝西区川1号、千ヶ滝西区川2号、千ヶ滝西区川4号、千ヶ滝西区川5号、千ヶ滝西区川6号、千ヶ滝山ノ手区川、千ヶ滝東区川1号、千ヶ滝東区川2号、千ヶ滝東区川3号、千ヶ滝東区川4号、千ヶ滝東区川5号、千ヶ滝東区川6号、長倉川1号、長倉川2号、泉ヶ丘川1号、泉ヶ丘川2号、精進場川1号、精進場川2号、精進場川3号、精進場川4号、精進場川5号、精進場川7号、精進場川8号、矢ヶ崎川1号、矢ヶ崎川2号、矢ヶ崎川4号、矢ヶ崎川5号、矢ヶ崎川6号、矢ヶ崎川7号、矢ヶ崎川8号、釜ノ沢1号、釜ノ沢2号、釜ノ沢3号、釜ノ沢4号、釜ノ沢5号、釜ノ沢6号、釜ノ沢7号、矢ヶ崎川10号、軽井沢川1号、軽井沢川2号、軽井沢川3号、軽井沢川4号、軽井沢川5号、軽井沢川6号、発地川1号、発地川2号、発地川3号、発地川4号、発地川5号、発地川6号、発地川7号、発地川10号、発地川11号、ことりばの沢、発地川15号、発地川16号、発地川17号、発地川18号、発地川19号、上発地川、向井平川、八風の郷川1号、八風の郷川4号、八風の郷川6号、八風の郷川7号、八風の郷川8号、発地川20号、発地川21号、発地川22号、茂沢川1号、茂沢川2号、茂沢川3号、茂沢川5号、茂沢川6号、茂

沢川7号、大窪沢、千ヶ滝西区川7号、千ヶ滝西区川8号、大日向沢1号、大日向沢2号、大日向沢3号、千ヶ滝東区川7号、小瀬川、長倉川3号、長倉川4号、長倉川5号、長倉川6号、長倉川7号、精進場川10号、精進場川11号、精進場川12号、矢ヶ崎山川2号、矢ヶ崎山川3号、軽井沢川7号、軽井沢川8号、ことりばの沢2号、向井平川2号、中沢川、濁川2、濁川1、長倉川8号、長倉川9号、精進湯川13号、精進湯川14号、精進湯川15号、精進湯川16号、矢ヶ崎山川4号、大窪沢2号、大窪沢3号、千ヶ滝沢1号、千ヶ滝沢2号、千ヶ滝沢3号、精進場川17号、精進場川18号、矢ヶ崎川12号、矢ヶ崎川13号、矢ヶ崎川14号、釜ノ沢8号及び釜ノ沢9号

2 指定の区域

北佐久郡軽井沢町及び御代田町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

あかまつ三沢1、あかまつ三沢2、あかまつ四沢、あかまつ五沢、からまつ沢、蓼科二沢、蓼科三沢、蓼科五沢、蓼科一沢1、蓼科一沢2、小斉川、蓼科六沢1、蓼科六沢2、滝ノ湯川1、滝ノ湯川2、滝ノ湯川4、滝ノ湯川5、渋川1、渋川2、笹原沢、角名川、槻ノ木川1、滝ノ湯川3、蓼科四沢2、あかまつ二沢、あかまつ一沢1、あかまつ一沢2、しらかば三沢1、しらかば三沢2、槻ノ木川2及び槻ノ木川3

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

青柳沢

2 指定の区域

諏訪郡富士見町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

小松原(1)、小松原(2)、中尾山、茶臼山、柳沢、瀬原田(1)、瀬原田(2)、下石川(1)、下石川(2)、上石川、秋古、村山、粒良田、若林、山布施、八竜、笹鍋、有旅西、池平、十二、古藤、氷熊、今泉、小日向、下平、涌池及び吉原

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

砂防課